毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定　例
令和８年11月13日

主　要　目　次

規　則
○千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則　一
告　示
○特定計量器の定期検査の実施　一
○患畜の発生　二
○道路区域の変更　二
○道路の供用開始　二
○地方自治法に基づく公金事務の委託　二
公　告
○土地改良区役員の退任及び就任　二
○指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調書の縦覧　三

規　則

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十一月十三日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

千葉県規則第五十八号

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号中「第七十二条の百十三第一項の規定による国への徴収取扱費の支払及び法」を「第七十一条の二十五及び」に改め、同項中第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　法第七十二条の百十三第一項の規定による国への徴収取扱費の支払

第五十七条第三号中「第百四十六条第三項」を「第百四十六条第二項」に改める。

別記第三十八号様式中「千葉県　県税事務所長　自動車税事務所長」を「千葉県　県税事務所長」に改め、同様式の注中「又は自動車税事務所」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考　法人県民税及び事業税にあっては、「更正請求の対象となった期別」欄中「期別」とあるのは、「事業年度」とすること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第三十八号様式の改正規定は、令和八年十二月一日から施行する。

告　示

千葉県告示第五百九十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年十一月十三日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
富里市	令和九年一月十四日	富里市七栄六五二番地一　富里中央公民館	午前十時三十分から午後三時まで
	令和九年一月十五日	〃	〃
大網白里市	令和九年一月二十日	富里市日吉台三丁目二四番地一　富里北部コミュニティセンター	〃
	令和九年一月二十一日	大網白里市南今泉一四〇番一　大網白里市農村環境改善センター	〃
	令和九年一月二十二日	大網白里市大網一二一番地二　大網白里市中央公民館	〃
印旛郡酒々井町	令和九年二月三日	印旛郡酒々井町中央台四丁目一一番地　印旛郡酒々井町役場	〃
印旛郡栄町	令和九年二月十六日	印旛郡栄町安食台一丁目二番　印旛郡栄町役場	〃

山武郡九十九里町	令和九年一月二十六日	山武郡九十九里町片貝六、九二八番地三三〇　九十九里町商工会館	〃
	令和九年一月二十七日	〃	〃

備考

一　検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。

二　表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

千葉県告示第五百九十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり患畜の発生の届出があった。

令和八年十一月十三日

千葉県知事　熊谷　俊人

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	患畜	牛	一	銚子市猿田町	令和八年十月八日

千葉県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和八年十一月十三日から三週間、縦覧に供する。

令和八年十一月十三日

千葉県知事　熊谷　俊人

一　道路の種類　県道

二　路線名　勝浦上野大多喜線

三　変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
勝浦市大森字森元一、三七七番地先から	前	七・二八メートルから二六・四九メートルまで	五九八・六三メートル
	後	一四・六〇メートルから	五九八・六三メートル

千葉県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、令和八年十一月十三日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和八年十一月十三日から三週間、縦覧に供する。

令和八年十一月十三日

千葉県知事　熊谷　俊人

路線名	供用開始の区間
一般国道三百五十六号	我孫子市布佐字宮作一、一六九番四地先から一、一五九番一地先まで

千葉県告示第五百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。

令和八年十一月十三日

千葉県知事　熊谷　俊人

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	委託をした日	事務を委託した期間
千葉県住宅供給公社	千葉市中央区栄町一番一六号	千葉県県営住宅の家賃及び駐車場使用料	令和八年四月一日	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

公　告

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、いすみ市布施土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和八年十一月十三日

千葉県知事　熊谷　俊人

一　退任理事

いすみ市上布施一、一五三番地一	石井	正徳
〃　四二二番地	永石	和彦
下布施二、四五八番地	君塚	基
〃　二、一八〇番地	水上	明美
〃　五六七番地	関	貞利
〃　一、一六三番地	植村	清美
〃　二、〇二六番地	髙島	洋
長志五一二番地	髙梨	義久
夷隅郡御宿町上布施一、九三二番地	吉野	博文

二　退任監事

いすみ市上布施一、〇〇〇番地二	鈴木	茂雄
〃　大原台一二〇番地五	橋本	征大

三　就任理事

いすみ市上布施四二二番地	永石	和彦
〃　九九九番地	鈴木	和夫
下布施三、三五四番地	髙梨	兼次
〃　二、二二三番地	伊藤	浩之
〃　五五七番地一	髙野	晋一
〃　一、二一三番地	酒井	賢一
〃　二、〇二三番地	高島	秀文
〃　長志七一八番地	鶴岡	正希
夷隅郡御宿町上布施三、五六五番地	佐藤	昭夫

四　就任監事

いすみ市上布施一、〇〇〇番地二	鈴木	茂雄
〃　大原台一二〇番地五	橋本	征大

指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調書の縦覧

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和八年十一月十三日

千葉県知事　熊谷　俊人

一　届出事項

1　発起人の住所及び氏名

館山市沼九八五番四七　有限会社寅丸

館山市船形一、二三一番地の一九　島田　誠

館山市船形二七九番地の四　鈴木　忠洋

2　加入区

館山加入区

3　漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

館山漁業協同組合

二　指定漁船調書の縦覧

1　縦覧期間

令和八年十一月十三日から二十七日まで

2　縦覧場所

館山漁業協同組合

購読料　本号　一部　一二円

発行者　千葉市中央区市場町一番一号　千葉県

購読申込先　〇四三（二二三）二六五八